



平成25年5月17日

各位

会社名 朝日工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 赤松 清茂
(JASDAQ・コード5456)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長
中村 紀之
電話 03-3987-2161

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月25日開催の第22期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)当社は、平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成25年5月10日の取締役会において、平成25年7月1日付で1株につき100株の割合をもって株式分割を行うとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用する旨を決議いたしました。(本件株式分割の実施および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。)

この単元株制度の採用に伴い、変更案第8条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

(2)その他、条文の新設に伴い条数の変更(繰下げ)を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>

<p>第 8 条～第 46 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 9 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>第 8 条の新設およびこれに伴う条 数の繰下げの効力発生日は、2013 年 7 月 1 日とする。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条の規定は、2013 年 7 月 1 日をもってこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 25 日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 25 年 7 月 1 日

以 上